

お知らせ

まちのデータ

(平成 27 年 9 月 30 日現在)

人口	27,289 人	交通事故発生件数	
男	12,827 人		(9月中、物損含む)
女	14,462 人	有田川町 101 件	
10,414 世帯		死者 0 人 負傷 18 人	湯浅警察署調べ



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

城山 出 張 所 23 - 0001
粟生 連 絡 所 22 - 0351
五郷 出 道 所 22 - 0254
安水 出 道 所 26 - 0001
A L E C (ア レ ッ ク) 52 - 5356
52 - 4730

環 境 セ ン タ ー 52 - 5384
プ ラ ス チ ッ ク 取 集 場 52 - 7855
休 日 急 患 診 療 所 52 - 4882
有 田 田 聖 苑 52 - 3055
子 育 て 支 援 セ ン タ ー 52 - 5474
有 田 川 町 少 年 セ ン タ ー { 090-7966-1697
52 - 8744

相談

11月の行政相談

11月19日(木)

・二川住民センター

9時～11時30分

・粟生区集会所

13時～15時30分

問い合わせ／吉備庁舎総務課・清水行政局総務政策室

福祉

「障害者総合支援法」の対象となる疾病が332に拡大されました

平成27年7月1日から障害福祉サービスなど(※1)の対象となる疾病数が、151から332へ拡大されました。

対象となる方は、障害者手帳(※2)をお持ちでなくても、必要と認められた支援を受けることができます。

また、今回の見直しで対象外となった疾病もありますのでご注意ください。

対象となる疾病や受けることができるサービスはお問い合わせいただくか町ホームページでご確認ください。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具および地域生活支援事業

(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

児童虐待防止推進月間

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待とは

- ・例として次のものが挙げられます。
- ・身体的虐待／殴る、ける、やけどをさせる、激しく揺さぶるなど
- ・性的虐待／子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど
- ・ネグレクト／閉じ込める、適切な衣食住の世話をしない、重い病気になっても病院へ連れて行かないなど
- ・心理的虐待／言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

「虐待を受けたと思われる子どもがいる」「ご自身が出産や子育てに悩んでいる」「子育てに悩む親がいる」などの場合はご連絡ください。なお、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

連絡先

・児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189

・有田川町家庭支援総合センター

☎ 080・8941・5137

もしかしてあなたが救う小さな手
虐待かもと思ったら
いち はや く
189
児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル
お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部の携帯電話からはつながりません。※通話料がかかります。
連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

問い合わせ／金屋庁舎こども教育課